

○ 運転免許取得者等教育（更新時講習同等課程及び高齢者講習同等課程）の運用について（通達）

（令和 7 年 3 月 21 日付け香運免第 120 号）

運転免許取得者等教育（更新時講習同等課程及び高齢者講習同等課程）については、「運転免許取得者等教育（更新時講習同等課程及び高齢者講習同等課程）の運用について（通達）」（令和 4 年 5 月 9 日付け香運免第 177 号）に基づき運用されているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）の施行に伴い、下記のとおり所要の改正を行い、令和 7 年 3 月 24 日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

1 認定の審査

運転免許取得者等の教育に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「認定教育規則」という。）第 1 条第 6 号に掲げる課程（以下「更新時講習同等課程」という。）又は同条第 3 号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）の認定の審査に当たっては、「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について（令和 7 年 3 月 17 日付け香運免第 109 号）第 1 1 の 1 (1) のほか、以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定教育規則第 4 条第 1 項又は第 2 項に規定する課程の基準に適合しているかどうかについては、認定教育規則第 5 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査すること。

(2) 教育計画書

認定教育規則第 5 条第 2 項第 7 号に規定する教育計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア 認定教育規則第 4 条第 1 項第 2 号の表又は第 2 項第 2 号の表に掲げる教育事項及び教育方法（使用する教材を含む。）

イ 1 回当たりの全体の教育時間及びコース若しくは道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間又は自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導に係る教育時間

ウ 年間の実施回数

エ その他必要な事項

(3) 課程の基準の適合性

ア 更新時講習同等課程認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「更新時講習の運用について」（令和 7 年 3 月 21 日付け香運免第 99 号及び「更新時講習の運用に関する細目について」令和 7 年 3 月 21 日付け香運免第 122 号）に準拠しており、更新時講習（道路交通法（以下「法」という。）第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

イ 高齢者講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和 7 年 3 月 17 日付け香運免第 107 号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和 7 年 3 月 19 日付け香運免第 113 号）に準拠しており、高齢者講習（法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すると。

(ア) ならし走行を含め、受講者 1 人当たり少なくとも 20 分間行われること。

(イ) 受講者 1 人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね 10 分間以上となるよう、1,200 メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。

ウ 指定の要件

認定教育規則第 4 条第 2 項第 4 号の「第 1 条第 3 号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別紙に定める指定基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定教育規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第 1 号の指定申請書を提出することにより行わせること。なお、別記様式 1 号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別紙に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第 2 号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第3号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うこと。

3 終了証明書の交付

認定教育規則第8条の規定に基づき、更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程により行う運転免許取得者等教育で法第108条の32の2第1項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を終了した者に対し、同規則第8条各号に定める終了証明書を交付させること。

4 帳簿

認定教育規則第9条の規定により特定教育を行う者が備えることとされている帳簿の様式については、別記様式第3号に準じて定めること。

なお、同条第1項各号に掲げる事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる（認定教育規則第10条第1項）。

5 報告

法第108条の32の2第4項において準用する法第98条第5項の規定により、特定教育を行う者から、次の報告を求めるものとする。

(1) 定期報告

- ア 運転免許取得者等教育の課程ごとの年間実施回数及び受講者数
- イ その他都道府県公安委員会が必要と認める事項

(2) 随時報告

- ア 運転免許取得者等教育の運転に係る事故（その都度）
- イ 運転免許取得者等教育指導員の交通事故（その都度）
- ウ その他都道府県公安委員会が必要と認める特異事項（その都度）

(3) 実施結果の報告及び登録

高齢者講習同等課程により行う運転免許取得者等教育について法第108条の32の2第1項の認定を受けた者が、当該課程を実施したときは、教育結果を速やかに報告させること。

この場合において、報告内容及び実施結果の登録については、高齢者講習運用通達第5の5に準拠すること。

認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 高齢者講習同等課程の認定の申請書を提出していることその他同課程を開設する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する高齢者講習若しくは特定任意高齢者講習（法第108条の2第2項の規定による講習であって運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に定める基準に適合するものをいう。）又は都道府県公安委員会からの認定を受けた運転免許取得者等教育又はこれらの講習若しくは教育に準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする高齢者講習同等課程が、認定教育規則第4条第2項第2号の表の上欄に掲げる教育事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 教育計画書において高齢者講習同等課程に係る年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該課程における指導に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 教育計画書の内容に照らして、高齢者講習同等課程における指導に従事する運転免許取得者等教育指導員並びに同課程における指導に用いるコース、建物その他の設備及び自動車、運転適性検査器材その他の教材が十分に確保されていること。
- 6 教育計画書で定める回数の高齢者講習同等課程を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託講習（法第108条の2第3項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する講習をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託講習の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託講習を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。
 - (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等教育の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。

- (4) 高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない
事由があること。

(別記様式 省略)